

○ 工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法について（令和2年4月1日付け元農振第3396号農村振興局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後	現 行
<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法</p> <p>受注者の責めに帰すことができないものにより請負工事の設計図書の変更に伴う工期の延長や一時中止（以下「工期延長等」という。）をした場合の増加費用等の負担については、「工事の請負契約に係る契約書について」（平成7年10月24日付け7経第1492号大臣官房経理課長通知）及び「地方農政局における工事の請負契約に係る契約書の運用について」（平成27年10月1日付け27農振第1407号農村振興局整備部設計課長通知）により行うこととされているところであるが、増加費用等の積算について、下記によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1・2 [略]</p> <p><u>3 請負代金額又は工期の変更</u> <u>工事における工期延長等をした場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。</u></p> <p><u>4・5 [略]</u></p> <p><u>6 工期短縮計画書</u> <u>(1) 発注者は、中止期間の解除にあたり工期短縮を行う必要があると判断した場合は、受注者と工期短縮について協議し合意を図る。</u> <u>(2) 受注者は、発注者からの協議に基づき工期短縮を行う場合は、その方策に関する工期短縮計画書を作成し、発注者と協議を行う。</u> <u>(3) 協議にあたっては、工期短縮に伴う増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識の相違が生じないようにする。</u></p> <p><u>7 [略]</u></p> <p><u>8 増加費用の考え方</u> (1) 本工事施工中に工期延長等をした場合の費用 増加費用の適用は、工期延長等に伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用する。 増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、<u>工期延長等となる場合の費用及び工期短縮を行った場合の費用</u>とする。 ア～エ [略] <u>オ 工期短縮を行った場合の費用</u> <u>工期短縮を行った場合の費用とは、工期短縮の要因が発注者に起因する場合、自然条件（災害等含む）に起因する場合の工期短縮に要する費用等とする。なお、工期短縮の要因が受注者に起因する場合は、増加費用を見込まないものとする。</u> (2) 契約後準備工着手前に工期延長等をした場合 ア 契約後準備工着手前とは、契約締結後で現場事務所及び工事看板が未設置であり、材料等が未<u>搬入</u>の状態、測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。 イ [略] <u>ウ 工期延長等に伴う増加費用は計上しない。</u> (3) 準備工期間に工期延長等をした場合の費用 ア [略] イ 発注者は、準備工期間中に<u>本工事</u>に着手することが不可能と判断した場合は、工事の工期延長等を受注者に通知する。</p>	<p>別 紙</p> <p style="text-align: center;">工事における工期の延長等に伴う増加費用の積算方法</p> <p>受注者の責めに帰すことができないものにより請負工事の設計図書の変更に伴う工期の延長や一時中止（以下「工期延長等」という。）をした場合の増加費用等の負担については、「工事の請負契約に係る契約書について」（平成7年10月24日付け7経第1492号大臣官房経理課長通知）及び「地方農政局における工事の請負契約に係る契約書の運用について」（平成27年10月1日付け27農振第1407号農村振興局整備部設計課長通知）により行うこととされているところであるが、増加費用等の積算について、下記によるものとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1・2 [略]</p> <p>[新設]</p> <p><u>3・4 [略]</u></p> <p>[新設]</p> <p><u>5 [略]</u></p> <p><u>6 増加費用の考え方</u> (1) 本工事施工中に工期延長等をした場合の費用 増加費用の適用は、工期延長等に伴う増加費用について受注者から請求があった場合に適用する。 増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用<u>及び</u>工期延長等となる場合の費用とする。 ア～エ [略] [新設] (2) 契約後準備工着手前に工期延長等をした場合 ア 契約後準備工着手前とは、契約締結後で現場事務所及び工事看板が未設置であり、材料等が未<u>手配</u>の状態、測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。 イ [略] <u>ウ 増加費用は、工事用地等の維持管理に要する費用及び現場管理費（現場代理人等の現場従業員手当とする。以下同じ。）等が想定されるので、明細書に基づき、費用の必要性・数量など受発注者が協議して決定する。</u> (3) 準備工期間に工期延長等をした場合の費用 ア [略] イ 発注者は、準備工期間中に<u>本工事</u>に着手することが不可能と判断した場合は、工事の工期延長等を受注者に通知する。</p>

ウ 増加費用は、安全費、営繕費及び現場管理費等が想定されるので、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量などを受発注者が協議して決定する。

9 [略]

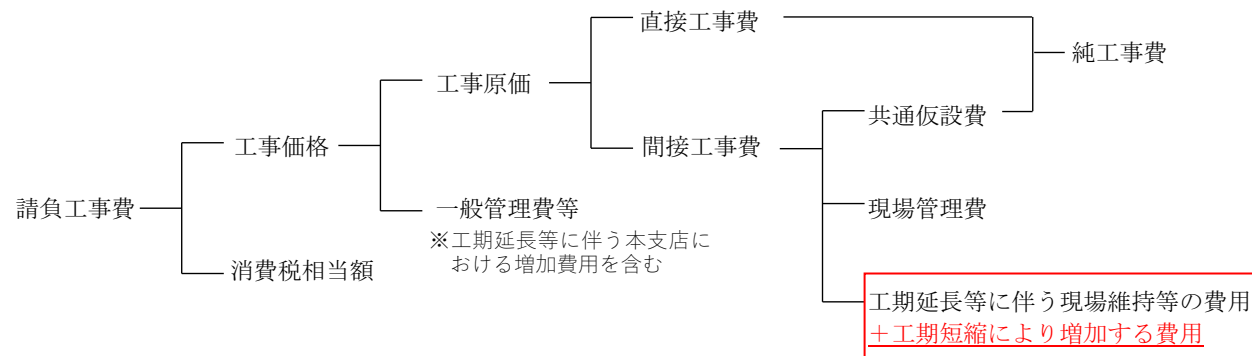
10 増加費用の事務処理上の取扱い

(1)・(2) [略]

(3) 増加費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者が協議して行うものとする。

11 増加費用の構成

工期延長等に伴う現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。



増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手を対象に算定することとし、算定方法は、工事の工期延長等の期間が3か月以内は標準積算により算定し、工事の工期延長等の期間が3か月を超える場合など、標準積算により難しい場合は、受注者から増加費用に係る見積を求め、受発注者間で協議して増加費用を算定する。

ウ 増加費用は、安全費、営繕費及び現場管理費等が想定されるので、明細書に基づき、費用の必要性・数量など受発注者が協議して決定する。

7 [略]

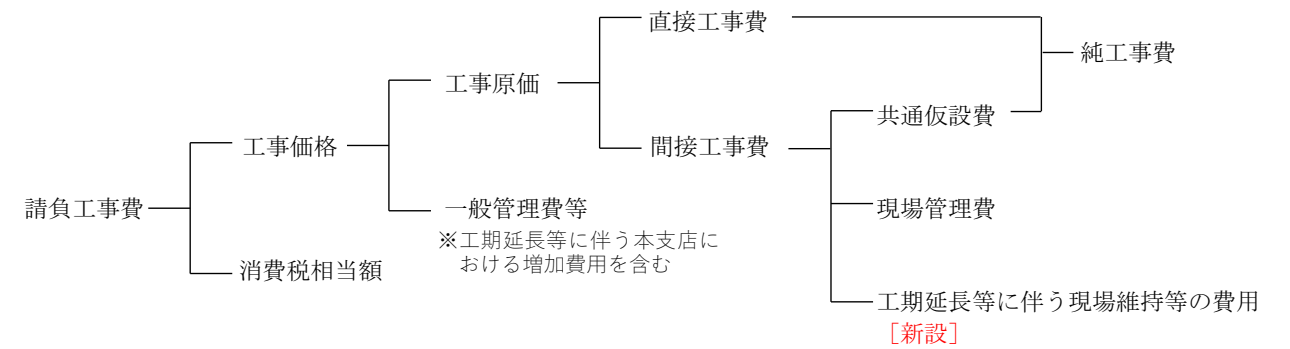
8 増加費用の事務処理上の取扱い

(1)・(2) [略]

(3) 増加費用の積算は、工事再開後速やかに受発注者が協議して、行うものとする。

9 増加費用の構成

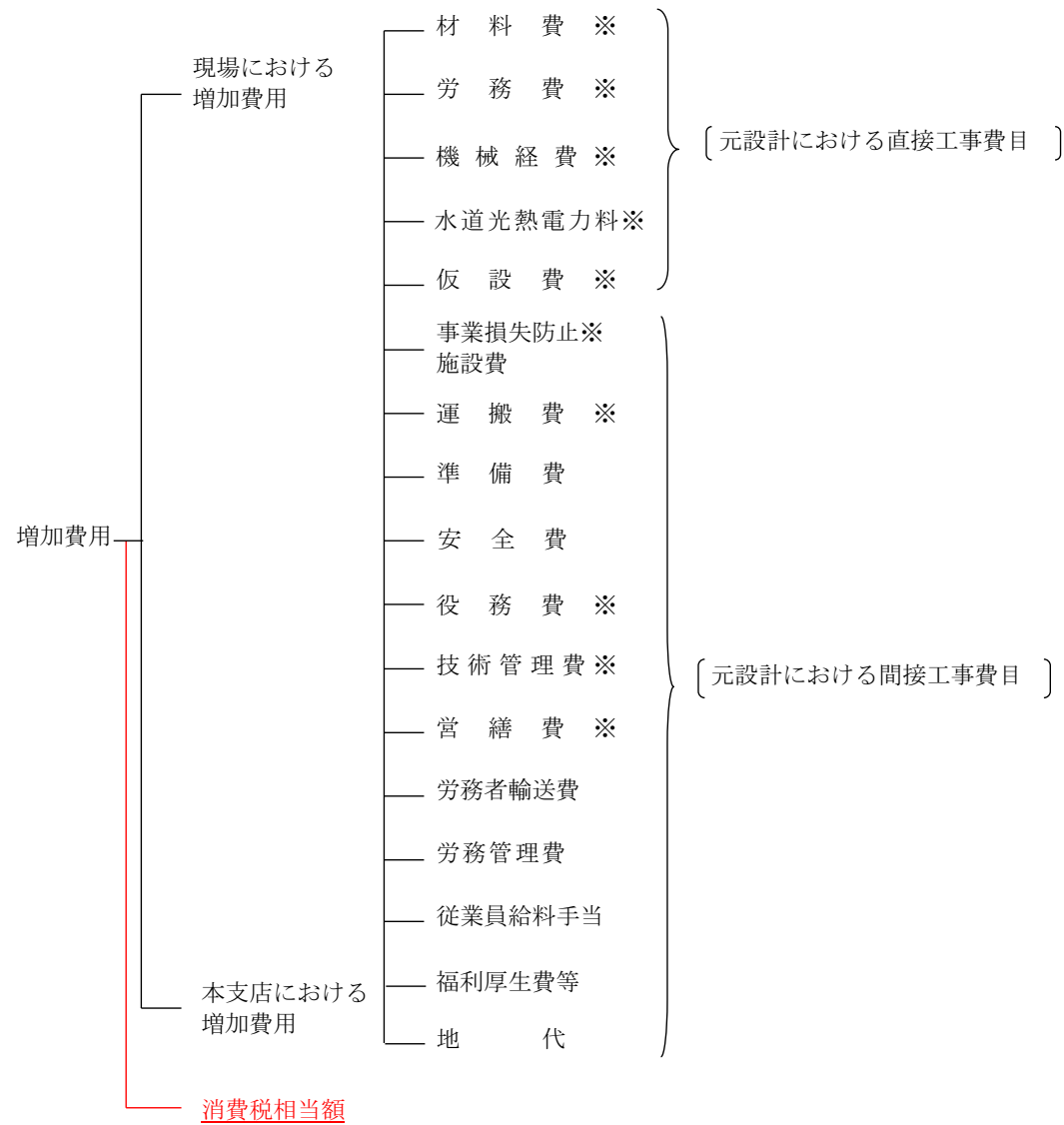
工期延長等に伴う現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。



増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手を対象に算定することとする。

12 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用 (標準積算)

(1) 標準積算により算定する場合は、工期延長等に伴う現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目及び率項目とし、増加費用の構成費目は、次のとおりとする。



※ [略]

(2) 増加費用の費目に係る積算の内容は次のとおりとする。

ア 現場における増加費用

(ア) ~ (エ) [略]

(オ) 仮設費

a・b [略]

c 新たに必要になった工事現場の維持等に要する費用

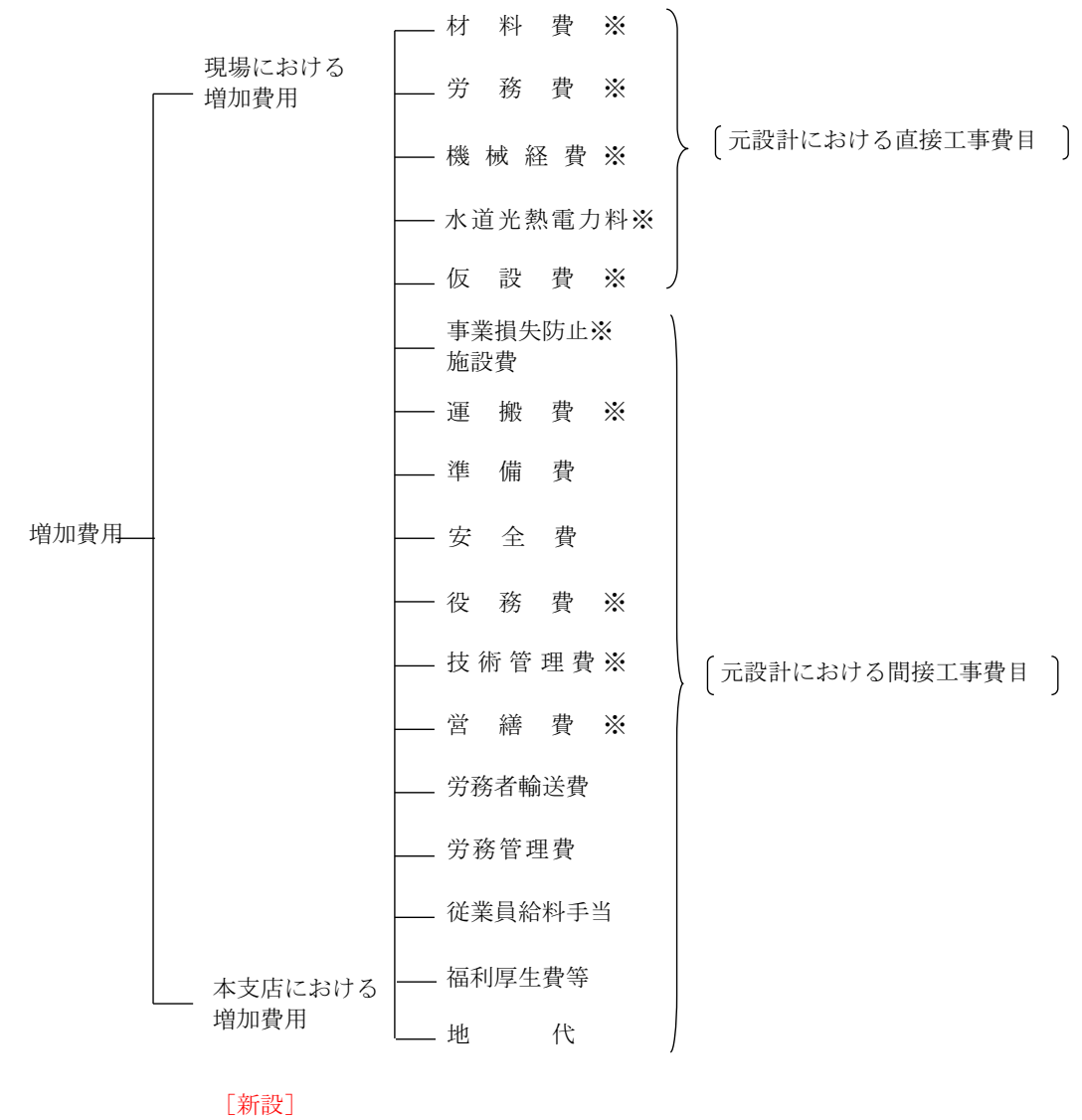
元設計には計上されていないが、工期延長等に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示し、あるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用 (補助労務を含む。) とする。

なお、費用に当たっては、積算基準により算定するものとする。

d [略]

10 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用

(1) 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用として積算する内容は以下の積上げ項目及び率項目とし、増加費用の構成費目は、次のとおりとする。



※ [略]

(2) 増加費用の費目に係る積算の内容は次のとおりとする。

ア 現場における増加費用

(ア) ~ (エ) [略]

(オ) 仮設費

a・b [略]

c 新たに必要になった工事現場の維持等に要する費用

元設計には計上されていないが、工期延長等に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示し、あるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用 (保安要員費を含む。) とする。

なお、費用に当たっては、積算基準により算定するものとする。

d [略]

(カ) [略]

(キ) 運搬費

a 工事現場外へ搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

工期延長等の要因発生時点で現場搬入済の機械器具類及び仮設材のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認められたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用とする。

b [略]

(ク)・(ケ) [略]

(コ) 役務費

a 材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上しているものと同等と認められる材料置場等の敷地の工期延長等期間に係る借上げ、解約等に要した追加費用とする。

なお、元設計において積上げ計上されている材料置場等の敷地の借上げ料は、次式により算定する。

$$\text{借上げ料} = \frac{\text{元設計における借上げ料}}{\text{元設計における借地期間}} \times \text{必要期間}$$

b [略]

(サ) 技術管理費

原則として計上しないものとする。

ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器等のうち、元設計において期間的要素を考慮して計上しているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用とする。

なお、元設計において積上げ計上されている機器等の損料については、(カ)に準じて算定する。

(シ) [略]

(ス) 労務者輸送費

元設計が営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐することとした労務者及び近傍の工事現場に転用することとした労務者を一括通勤させる場合の通勤費用とする。

(セ) 労務管理費

a 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

工期延長等によって遊休となった労務者のうち、専従的に雇用されていた労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは、元請会社又は下請会社が直接賃金を支給し、かつ当該工事現場に相当期間の契約で常駐的に雇用されていたことが賃金台帳等で確認できる者（通勤者も含む。以下「専従的労務者」という。）とする。

b [略]

(ソ) 従業員給料手当

工期延長等期間中の工事現場の維持等のために受発注者協議により定めた次の費用とする。

a～d [略]

(タ)・(チ) [略]

イ・ウ [略]

(3) 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用の算定は、以下の式により算出する。

$$G = d g \times J + \alpha$$

ただし、

$$G \sim \alpha : \text{ [略]}$$

ここで、工期延長等に伴い増加する現場経費率 $d g$ は次式によるものとする。

$$d g = A \left\{ \left(\frac{J}{a \times J^b + N} \right)^B - \left(\frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right\} + \frac{(N \times R \times 100)}{J}$$

ただし、

$d g$: 工期延長等に伴い増加する現場経費率（% 小数点第3位四捨五入2位止め）

J : 対象額（工期延長等時点の契約上の純工事費）（単位：円 1,000円未満切り捨て）

N : 工期延長等日数（受注者の責めに帰す場合は除く）（単位 日）

ただし、部分中止の場合は、部分中止に伴う工期延長等日数

R : 公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

(カ) [略]

(キ) 運搬費

a 工事現場外へ搬出又は工事現場への再搬入に要する費用

工期延長等の要因発生時点で現場搬入済の機械器具類及び仮設材のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認められたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用とする。

b [略]

(ク)・(ケ) [略]

(コ) 役務費

a 材料置場等の敷地の借上げ料

元設計において期間要素を考慮して計上しているものと同等と認められる材料置場等の敷地の工期延長等期間に係る借上げ、解約等に要した費用とする。

なお、元設計において積上げ計上されている材料置場等の敷地の借上げ料は、次式により算定する。

$$\text{借上げ料} = \frac{\text{元設計における借上げ料}}{\text{元設計における借地期間}} \times \text{必要期間}$$

b [略]

(サ) 技術管理費

原則として計上しないものとする。

ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器等のうち、元設計において期間的要素を考慮して計上しているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用とする。

なお、元設計において積上げ計上されている機器等の損料については、(カ)に準じて算定する。

(シ) [略]

(ス) 労務者輸送費

元設計が営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に駐在することとした労務者及び近傍の工事現場に転用することとした労務者を一括通勤させる場合の通勤費用とする。

(セ) 労務管理費

a 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用

工期延長等によって遊休となった労務者のうち、専従的に雇用されていた労務者（通勤者も含む。）を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは、元請会社直庸又は下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当期間の契約で常駐的に雇用されていたことが賃金台帳等で確認できる者（通勤者も含む。以下「専従的労務者」という。）とする。

b [略]

(ソ) 従業員給料手当

[新設]

a～d [略]

(タ)・(チ) [略]

イ・ウ [略]

(3) 工期延長等に伴う現場維持等に要する費用の算定は、以下の式により算出する。

$$G = d g \times J + \alpha$$

ただし、

$$G \sim \alpha : \text{ [略]}$$

ここで、工期延長等に伴い増加する現場経費 $d g$ は次式によるものとする。

$$d g = A \left\{ \left(\frac{J}{a \times J^b + N} \right)^B - \left(\frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right\} + \frac{(N \times R \times 100)}{J}$$

ただし、

$d g$: 工期延長等に伴い増加する現場経費率（% 小数点第3位四捨五入2位止め）

J : 対象額（工期延長等時点の契約上の純工事費）（単位：円 1,000円未満切り捨て）

N : 工期延長等日数（受注者の責めに帰す場合は除く）（単位 日）

[新設]

R : 公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

A : 工種ごとに決まる係数 (別表)
B : "
a : "
b : "

A : 工種ごとに決まる係数 (別表)
B : "
a : "
b : "

別表

工種区分	係数A						係数B						係数 a	係数 b
	一般交通 影響有り (1)	一般交通 影響有り (2)	市街地 (DID 補 正) (1)	山間僻地 及び離島	中山間地 域	補正なし	一般交通 影響有り (1)	一般交通 影響有り (2)	市街地 (DID 補 正) (1)	山間僻地 及び離島	中山間地 域	補正なし		
ほ場整備 工事	270.3	269.4	269.4	246.8	245.0	244.1	-0.1646	-0.1652	-0.1652	-0.1639	-0.1651	-0.1658	7.2721	0.2013
農用地造 成工事	1003.3	976.7	976.7	944.2	890.3	864.0	-0.2663	-0.2649	-0.2649	-0.2683	-0.2650	-0.2633	7.3915	0.1981
舗装工事	1162.5	1087.6	1254.4	1149.1	995.4	923.0	-0.2807	-0.2767	-0.2801	-0.2858	-0.2771	-0.2725	0.7817	0.3147
道路改良 工事	87.2	87.0	87.0	79.4	79.1	78.9	-0.0698	-0.0706	-0.0706	-0.0688	-0.0705	-0.0714	2.4722	0.2611
水路トン ネル工事	2246.7	2315.9	2315.9	1965.7	2098.9	2171.9	-0.3242	-0.3276	-0.3276	-0.3199	-0.3273	-0.3310	0.4494	0.3583
水路工事	132.3	131.7	131.7	120.9	119.8	119.2	-0.1120	-0.1125	-0.1125	-0.1114	-0.1125	-0.1130	20.5437	0.1311
排水路工 事	365.8	364.7	364.7	333.8	331.6	330.5	-0.1972	-0.1979	-0.1979	-0.1964	-0.1978	-0.1985	12.9935	0.1569
河川工事	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0	1914.0	1901.4	-0.3275	-0.3280	-0.3280	-0.3269	-0.3279	-0.3284	13.3999	0.1615
管水路工 事	179.1	179.6	179.6	162.2	163.3	163.8	-0.1416	-0.1428	-0.1428	-0.1402	-0.1427	-0.1441	19.1229	0.1360
管更生工 事	206.0	205.4	205.4	188.0	186.8	186.2	-0.1408	-0.1414	-0.1414	-0.1401	-0.1413	-0.1419	0.6805	0.3202
畑かん施 設工事	156.5	157.5	157.5	141.1	143.1	144.1	-0.1247	-0.1261	-0.1261	-0.1230	-0.1260	-0.1275	25.7236	0.1218
海岸工事	550.7	561.8	561.8	488.2	509.7	521.4	-0.2255	-0.2280	-0.2280	-0.2224	-0.2278	-0.2306	4.2009	0.2226
コンクリ ート補修 工事	369.9	371.8	371.8	334.1	337.9	339.8	-0.1811	-0.1822	-0.1822	-0.1797	-0.1821	-0.1833	8.7781	0.1772
[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]	[新設]
その他土 木工事 (1)	370.7	369.8	369.8	338.1	336.3	335.3	-0.1901	-0.1908	-0.1908	-0.1892	-0.1908	-0.1916	5.0485	0.2209
その他土 木工事 (2)	325.9	325.9	325.9	296.4	296.3	296.3	-0.1769	-0.1777	-0.1777	-0.1759	-0.1776	-0.1784	2.7489	0.2569
フィルダ ム工事	—	—	—	—	—	91.3	—	—	—	—	—	-0.0673	0.1633	0.3963
コンクリ ートダム 工事	—	—	—	—	—	115.6	—	—	—	—	—	-0.0824	0.3392	0.3621

別表

工種区分	係数A						係数B						係数 a	係数 b
	一般交通 影響有り (1)	一般交通 影響有り (2)	市街地 (DID 補 正) (1)	山間僻地 及び離島	中山間地 域	補正なし	一般交通 影響有り (1)	一般交通 影響有り (2)	市街地 (DID 補 正) (1)	山間僻地 及び離島	中山間地 域	補正なし		
ほ場整備 工事	270.3	269.4	269.4	246.8	245.0	244.1	-0.1646	-0.1652	-0.1652	-0.1639	-0.1651	-0.1658	7.2721	0.2013
農用地造 成工事	1003.3	976.7	976.7	944.2	890.3	864.0	-0.2663	-0.2649	-0.2649	-0.2683	-0.2650	-0.2633	7.3915	0.1981
舗装工事	1162.5	1087.6	1254.4	1149.1	995.4	923.0	-0.2807	-0.2767	-0.2801	-0.2858	-0.2771	-0.2725	0.7817	0.3147
道路改良 工事	87.2	87.0	87.0	79.4	79.1	78.9	-0.0698	-0.0706	-0.0706	-0.0688	-0.0705	-0.0714	2.4722	0.2611
水路トン ネル工事	2246.7	2315.9	2315.9	1965.7	2098.9	2171.9	-0.3242	-0.3276	-0.3276	-0.3199	-0.3273	-0.3310	0.4494	0.3583
水路工事	132.3	131.7	131.7	120.9	119.8	119.2	-0.1120	-0.1125	-0.1125	-0.1114	-0.1125	-0.1130	20.5437	0.1311
排水路工 事	365.8	364.7	364.7	333.8	331.6	330.5	-0.1972	-0.1979	-0.1979	-0.1964	-0.1978	-0.1985	12.9935	0.1569
河川工事	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0	1914.0	1901.4	-0.3275	-0.3280	-0.3280	-0.3269	-0.3279	-0.3284	13.3999	0.1615
管水路工 事	179.1	179.6	179.6	162.2	163.3	163.8	-0.1416	-0.1428	-0.1428	-0.1402	-0.1427	-0.1441	19.1229	0.1360
管更生工 事	206.0	205.4	205.4	188.0	186.8	186.2	-0.1408	-0.1414	-0.1414	-0.1401	-0.1413	-0.1419	0.6805	0.3202
畑かん施 設工事	156.5	157.5	157.5	141.1	143.1	144.1	-0.1247	-0.1261	-0.1261	-0.1230	-0.1260	-0.1275	25.7236	0.1218
海岸工事	550.7	561.8	561.8	488.2	509.7	521.4	-0.2255	-0.2280	-0.2280	-0.2224	-0.2278	-0.2306	4.2009	0.2226
コンクリ ート補修 工事	369.9	371.8	371.8	334.1	337.9	339.8	-0.1811	-0.1822	-0.1822	-0.1797	-0.1821	-0.1833	8.7781	0.1772
<u>ため池工 事</u>	<u>190.8</u>	<u>188.9</u>	<u>188.9</u>	<u>175.7</u>	<u>171.9</u>	<u>169.9</u>	<u>-0.1265</u>	<u>-0.1265</u>	<u>-0.1265</u>	<u>-0.1265</u>	<u>-0.1265</u>	<u>-0.1265</u>	<u>1.4253</u>	<u>0.2965</u>
その他土 木工事 (1)	370.7	369.8	369.8	338.1	336.3	335.3	-0.1901	-0.1908	-0.1908	-0.1892	-0.1908	-0.1916	5.0485	0.2209
その他土 木工事 (2)	325.9	325.9	325.9	296.4	296.3	296.3	-0.1769	-0.1777	-0.1777	-0.1759	-0.1776	-0.1784	2.7489	0.2569
フィルダ ム工事	—	—	—	—	—	91.3	—	—	—	—	—	-0.0673	0.1633	0.3963
コンクリ ートダム 工事	—	—	—	—	—	115.6	—	—	—	—	—	-0.0824	0.3392	0.3621